指定障がい福祉 居宅介護・重度訪問介護、 重要事項説明書

利用者様

一般社団法人 MAGIS

ホームケアサービス天色

〒811-2233 福岡県糟屋郡志免町別府北1丁目8-20

TEL 092-409-0393 FAX 092-409-0394 当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。 当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明しま す。

1 サービスを提供する事業者について

運営法人	一般社団法人 MAGIS
代表者氏名	代表理事 古賀 武
所 在 地	福岡県糟屋郡志免町別府北1丁目8-20
電話番号	092-292-1446
設立年月日	令和5年11月20日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ホームケアサービス天色
福岡県指定 事業所番号	4010401414 号
指定年月日	令和6年4月1日
事業所所在地	福岡県糟屋郡志免町別府北1丁目8-20 カーサ・アヴィエント事務所B号
連絡先	TEL:092-409-0393 FAX:092-409-0394
通常の事業の	宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、大野城市、春日市、
実施地域	福岡市博多区、福岡市東区

(2)事業の目的および運営方針

2/事未の日前のなり、連合万里			
事業の目的	一般社団法人 MAGIS が設置するホームケアサービス天色以下「事業所」とい		
	う。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅		
	介護」という。)、重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という。)の適正な運		
	営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅		
	介護、指定重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の円滑な運営管理		
	を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」とい		
	う。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅		
	介護等の提供を確保することを目的とします。		

運営方針 ①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その

②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居 宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。

他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。

- ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとします。
- ④前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「福岡県指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵 守し、指定居宅介護等を実施するものとします。

(3)営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。
及び	午前9時から午後6時
営業時間	
サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。
及び	
サービス提供時間	午前 6 時から午後 10 時

(4)事業所の職員体制

事業所の管理者 古賀 武

龝	職務内容	人員数
籗	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の	常勤職員
者	従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	1名

继	①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの 内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画(以 下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内 容を説明し、その計画書を交付します。 ②居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行いま す。 ③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 2 名
***	①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤職員 2名 非常勤職員 3名

3 サービスの主たる対象者について(該当する障害種別を記入)

尼 皮人羅	身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児
居宅介護 	童)·精神障害者·難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ)・難病患者・精神障害者・知
里及初问介護	的障害者(行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方)

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)提供するサービスの内容について

サ	ービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に 応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必 要に応じて見直しを行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
攤	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換等を行います。
	入浴介助·清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
		移動・移乗等の介助、褥瘡(床ずれ)防止等のために体位変換や洗
	その他	顔、歯磨き、更衣等の日常生活を営むために必要な身体介護を行い
		ます。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
攋	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
		預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は
		障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)
		のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手
		続き、移動等の介助を行います。

	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入
重度訪問介護	浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援
	助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

その他生活等に関する相談や助言をいたします。

(2)従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3)サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

■ 障害者の利用者負担

所征	得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生剂	活保護	生活保護受給世帯	0円
低戶	听得1	市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が 年収80万円(障がい基礎年金2級相当額)以下の方	0円
低戶	听得2	低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0 円
般	所得割 16 万円未満	市町村民税課税世帯	9,300円
	所得割 16 万円以上		37,200円

■障害児の利用者負担

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1·2	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	所得割28万円未満	4,600円

- ◆利用料金の目安は、以下のとおりです。
- ※ 別紙添付資料に記載
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を 得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用 料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を 要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入 浴介助、食事介助など)に30分~1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して 「身体介護」を算定します。

(4)その他

交通費 通常の事業の実施地域内は無料
・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、
ガス、水道の費用
・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通
機関を利用した場合の交通費

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額 利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められて おり、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求 することとなっています。 複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うこ とにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。

上限額管理について

居宅介護等における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行なうことです。

対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。

利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。(受給者証に上限額管理者名が記載されます。)

利用者等が上限額管理を行う事業者を選択しなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。

また、例えば、利用者がグループホーム又はケアホームに入居されている場合は、グループホーム又はケアホームが上限額管理を行うことになるなど複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご留意ください。

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について

利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (ア)利用者指定口座からの自動振替を原則とします。(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)
- (イ)事業者指定口座への振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

金融機関: 佐賀銀行 志免支店

普通口座 3050527

口座名義: 一般社団法人 MAGIS

代表理事 古賀 武

(ウ)上記によりがたい場合はご相談に応じます。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

6 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当 従業者の変更を希望される場 合は、右のご相談担当者まで ご相談ください。

|ア 相談担当者氏名 古賀 武

イ 連絡先電話番号 092-409-0393

同 ファックス番号 092-409-0394

| ウ 受付日および受付時間 月~金 9:00~18:00

※担当従業者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1)市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2)居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて 事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に充分な配慮を 行ないます。

(3)居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の 従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あら かじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じ ないよう十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 古賀 武

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び見 生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのための イドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ①利用者及びそ 〇事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供を	Dガ をす
イドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。	をす
①利用者及びそ 〇事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供を	
	_
の家族に関する る上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏	5
秘密の保持につしません。	
いて	も
継続します。	
O事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ	る
ため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を	:保
持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。	
○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者	
会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を	ž
提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家	族
からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等	≦、
他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。	
②個人情報の保 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙に	よ
護について るものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって	管
理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。	
○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示	;す
ることとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、	遅
滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし	ょ
す。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)	

10 緊急時の対応方法について

- (1)サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 緊急連絡先 092-409-0393 対応時間 平日 6:00~22:00 ※時間外は留守番電話にて対応
- 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険

12 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまた は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数等を電子記録にて行います。またその控えは利用者の申し出により適宜交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行います。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて 契約に際して、利用者のサービス内容に応じた契約書別紙を作成します。

- 18 苦情解決の体制及び手順
- (1) 提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記【事業者の窓口】のとおり)

【事業所の窓口】

 ○受付時間
 月曜日~金曜日 9 時~18 時

 ○電話番号
 092-409-0393

 ○苦情解決責任者
 古賀 武

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - ②相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。
 - ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を 含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

(3)事業者及び行政等の窓口

【事業者の窓口】 ホームケアサービス天色 管理者 古賀 武	所 在 地 福岡県糟屋郡志免町別府北 1-8-20 電話番号 092-409-0393 ファックス番号 092-409-0394 受付時間 平日午前 9 時~午後 6 時
【市町村の窓口】 宇美町役場健康福祉課福祉係	電話番号 092-934-2278
志免町役場 福祉係	電話番号 092-935-1038
須恵町役場 健康福祉係	電話番号 092-932-1151
篠栗町役場 篠栗町役場 健康課 障害者 支援係(オアシス篠栗内)	電話番号 092-947-8888
粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課	電話番号 092-938-0229
大野城市役所 福祉課障がい者支援	電話番号 092-580-1852
春日市役所	電話番号 092-584-1111
福岡市博多区 福祉·介護保険課	電話番号 092-419-1079
福岡市東区福祉·介護保険課	電話番号 092-645-1067
【公的団体の窓口】 福岡県運営適正化委員会	電話番号 092-915-3511

19 サービス提供開始可能年月日

指定居宅介護の提供開始予定年月日	令和	年	月	日	
指定重度訪問介護の提供開始予定年月日	令和	年	月	日	

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事 業 者 所 在 地: 福岡県糟屋郡志免町別府北1丁目8-20

法人名 :一般社団法人 MAGIS

代表者氏名:代表理事 古賀 武 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

利用者住所:

利 用 者 氏 名:

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 筆 者 住 所:

代 筆 者 氏 名: 印

続 柄: